

総務委員会

平成24年3月19日（月）
午前10時1分～午後4時11分
議会第1会議室

【出席委員】川崎直幸委員長、重松 徹副委員長、松永幹哉委員、松永憲明委員、
川副龍之介委員、中本正一委員、福井章司委員、嘉村弘和委員、
西岡義広委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・出 納 室 陣内会計管理者
 - ・監査委員事務局 山田事務局長
 - ・選挙管理委員会事務局 本間事務局長
 - ・総 務 部 伊東部長
 - ・企画調整部 野崎部長
- ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○川崎委員長

総務委員会を開会いたします。

最初に申し上げます。当委員会は会議録作成支援システムを使用しております。発言される方は必ず挙手の上、委員長の指名を受けてからマイクにある青いボタンを押して発言ください。

なお、マイクは後押し優先で、発言終了後、消すために押す必要はございません。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は審査終了時までにお申し出てください。

それでは、審査日程に基づき付託議案の審査に入りますので、関係職員以外の職員は退席されて結構であります。

◎関係職員以外退席

○川崎委員長

それでは、議会事務局、出納室、監査事務局及び選挙管理委員会事務局に関する議案審査に入ります。

第1号議案を審査いたします。

まず、歳出第1款についての説明を求めます。

◎第1号議案 平成24年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出 第1款 説明

○川崎委員長

執行部からの説明が終わりました。

委員からの質疑を受けたいと思います。

○松永憲明委員

今、最後に御説明いただきました工事請負費の160万円、議場補聴器なんですけれども、台数は何台でしょうか。

○石橋議会事務局次長

これは今のところ見積もりではヘッドフォン3台ということで、議員及び傍聴者等、難聴者の方が見た場合は、その都度使っていただくつもりでおります。以上でございます。

○松永憲明委員

そうすると、議員の場合は前もって連絡すればわかるんですけれども、あとは傍聴者用に置いておくということになるわけですかね。

○石橋議会事務局次長

まだ具体的にどういった対応をするかまでは詰めておりませんが、当然貸し出しの形になりますので、傍聴を御連絡いただければ、そういった広報もいたしますし、その都度対応いたすつもりでございます。

○福井章司委員

この80ページの年金共済の負担金の掛け率が100分の88.5から57.6ということですが、これは漸次的に下がっていくんですか、もうこの要するに年金廃止に伴って。それとも、57.6がずっと続いていくんですかね、ちょっとその辺わかれば。

○石橋議会事務局次長

これは毎年度の議員の掛け金というのは、標準月額報酬ということで、佐賀市の場合の報酬のランクとしては56万円というのが標準月額報酬になっておりまして、これらを全国の、いわゆる掛け金と支払う給付の合計額を試算しておりまして、この年度で案分した分で掛け金を毎年見直されております。これは当然ぎりぎりではございませんので、余剰金が出る分を積み立てて、数年度で精算をして次期に回すというふうな算出方法がとられておりまして、今年度につきましては総務省のほうから、毎年でございますが、事務連絡の通知で今年度の掛け金は――総額で全国で852億円ということで、このうち都道府県分が58億円、市町村分が794億円ということで、これを地財計画に反映しまして、これから県及び市町村の掛け金率を算定したものを毎年通知で各市町村に来ておりまして、都道府県に

つきましては100分の29.1、それから市町村につきましては100分の57.6という今年度の掛け金の通知が参っております。以上でございます。

○川崎委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、歳出第1款に関する審査を終わります。

以上で議会事務局に関する議案審査を終了いたします。

次に、歳出第2款の関係分について説明を求めます。

◎第1号議案 平成24年度佐賀市一般会計予算歳出中、第1条(第1表)歳出第2款関係分
説明

○川崎委員長

執行部からるる説明がありました。

委員からの質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、歳出第2款の関係分の審査を終わりたいと思います。

以上で出納室、監査事務局及び選挙管理委員会事務局に関する議案審査を終了いたします。

職員は退席していただいて結構です。

○本間選挙管理委員会事務局長

私、本日の委員会が最後の委員会になりますので、ごあいさつを申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○川崎委員長

はい、どうぞ。

○本間選挙管理委員会事務局長

平成20年4月から選挙管理委員会事務局長を拝命いたしまして、この4年間、本会議並びに総務委員会にかかわりまして、議員の皆様には大変お世話になりました。顧みますと、過去、市議会の選挙におきまして、氏名掲示の党派の誤記問題、これに対して選挙のやり直し、それから架空の混入票事件並びにこれに加えて案分票の解釈の違いによりまして最下位と次点の候補者の入れかわり、いろいろ選挙に対する信頼を損なうという大変厳しい状況の中で私は就任をいたしました。この4年間、国政選挙、それから県政選挙、市の選挙、一通りの選挙を執行させていただきまして、選挙カーがうるさいということで市庁舎内のスプレー事件と、記憶に残るような事件もございましたけれども、何とか無事執行をすることができまして、市民の皆様、それから議員の皆様の信頼を幾分なりとも回復することができたのではないかと考えております。この4年間、どうもありがとうございました。(拍手)

○川崎委員長

本間局長からのごあいさつですけれども、今度退職ということで、今後とも頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

◎執行部入れかわり

○川崎委員長

それでは、総務部に関する議案審査を行います。

まず、第24号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第24号議案 佐賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 説明

○川崎委員長

説明が終わりました。

委員からの質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第24号議案の審査を終わります。

続きまして、第43号、第44号、第45号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第43号議案 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について 説明

◎第44号議案 町の区域及び名称の変更について 説明

◎第45号議案 字の区域の変更について 説明

○川崎委員長

執行部からの説明が終わりました。

委員からの御質疑を受けたいと思います。

○重松副委員長

41ページですけども、住居表示の方法は街区方式と、ほかに何かいろいろ方式があるんですか。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

そのほかとして、道路方式というのがあるんですね。ただ、日本全国ほとんどが街区方式で、唯一、例えば札幌とか京都ですかね、その道路にそれぞれずっと番号をつけていくんですね。だから、こういう普通の市街地というのはなかなか道路とか河川とか入りまじっていますので、ちょっと難しい点があって、大体ほとんどが街区方式ということで採用されております。

○重松副委員長

そしたら、佐賀市何々町1番の1号と、1番というのが街区になるんですかね。例えば。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

それがですね、今委員言われたのが街区ということになりまして、大体184くらいを予定しております。実際ちょっと幾らかぶれるかもわかりませんが。

○重松副委員長

すべて表示というのは何々町何々番地の12号とか、何号とつけるんですかね。それとまた番とか号を削ってもいいんですかね、表示は。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

住居表示が実施されますと、何番何号ですべて表示をされます。だから、マンションとかなんかについても、その号の中に入れ込んでしまうということですよ。

○中本委員

第44号議案ですね、44ページ目なんですけども、兵庫町の、いわゆるこれは兵庫北の土地区画整理事業に基づいて今回街区が変わると思うんですけども、南の分で街区表示されなかった飛び地の分ですね、大字淵の部分、これが今回なりますけれども、これはやっぱり地元の要望とか、そういうことで対応されたのか、そういう手続に当たった経緯をちょっと示していただけますか。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

今回、兵庫南一丁目に編入する部分については、地元のほうから、前回この分が抜けていましたので、ぜひ入れさせてくれということで、第1回目の会議のときにすぐ同意をいただきました。

○中本委員

この飛び地の部分は、基本的には区画整理は行われていないところで対応されたのか。例えば、まだ兵庫の中でもいろんな、大字のところは結構残っているじゃないですか。私の地元、高木瀬あたりもそうなんですけど。そういうところでも、そういう地元の要望等があれば、こういうような街区への見直しができるのかどうか、その点をもう一回確認いたします。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

別に区画整理をしないと、こういう事業をしないということではありません。地元のほうでそういう要望があって、また、こちらのほうとしても当然それはやるべきというような条件が整えば、それは検討していくというようなスタンスであります。

○中本委員

今、条件と言われましたけれども、それは例えばどういうものがあるんですか。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

例えば、基本的には市街化区域ということになります。その中でも、絶対市街化区域ということでもなくて、離れたところでも、例えば、隣接しているところとかでもかなり要望が強くて、それをしても問題ないという場合には検討するというので、基本的には市街化区域の中での検討でございます。

○西岡委員

過去は議会のほうからも住居表示の審議会の委員として送り込んでいた状況やったんですが、佐賀市の懸案事項というか、前の佐賀市営球場の近く、今、佐賀女子短期大学、あの周辺とか道祖元町か、ああいうのが、過去、懸案事項として残ってきおったさい。ここの兵庫の部分については、非常に市民にとってはありがたい施策だと思うんですが、こういう残された部分、そういう部分はどういうふうに部長、副部長は思うとるこっちゃい。

私も過去ずっとこの住居表示の委員として入ってきておったもんじゃ、その辺の部分をあえてお尋ねなんです。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

今、西岡委員言われた部分については、私たちも心にはとめているんですけども、現実のところ全然進んでいないという状況でございます。だから、例えば、地元のほうからそういうふうな声がかまたわき上がるというか、盛り上がってくると、その時点での検討になるかなと考えていますけど。

○西岡委員

この道祖元町については、過去、名前をやっぱり残しておかんばいかんという御長老というか、そういう方々があつて、非常に進まなかったという報告を受けてきたんですが、かなり御高齢でお亡くなりになっているという部分もあるかわからん。そして、旧佐賀市営球場ですよ、あの辺にきなんかは、こう見てみるざさい、本庄町大字本庄何千何百何番地とかさい、そういうのが市街化区域——南部バイパスからちょっと北のほうなんですよ、言いたいのはね。その部分もやっていかなきゃいかんというふうに、過去、佐賀市の方針としてはあつたわけよ。その部分は生きているはずなんだというふうに思っているんですが、地元から申請じゃなくて、こっちのほうも要望はあつたかわからんばつてん、兵庫のほうも、やっぱり佐賀市主導で出向いていったわけでしょう。そして、こういう部分が条例議案として提出されておるはずやけん、やっぱりその辺の部分も出向いていかなきゃいかんというふうに考えるわけなんです、いかがでしょうか。

○松尾総務部副部長兼総務法制課長

今、御指摘の点も含めて、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。

○川崎委員長

ほかないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようですので、第43号議案から第45号議案の審査を終わりたいと思います。

続きまして、第52号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第52号議案 佐賀市防災総合システム整備工事請負契約の締結について 説明

○川崎委員長

執行部からの説明が終わりました。

委員からの質疑を受けたいと思います。

○福井章司委員

まずもって、この議案に関して一番問題になってくると思うのは、やっぱり2月6日ですか——違う、2月3日か。回答書の中に特定企業の名前であるとか、検討事項も一緒にその企業体に転送されたということですが、何でこういうミスが起こったのか。ちょっとまずそこから。

○一番ヶ瀬消防防災課長

各共同企業体のほうから質問を受け付けました。それで、全部佐賀市のほうで一から最後の回答まで作成できればよかったんですけど、実施設計会社のほうに一部回答のたたき台を作成してもらおうということにいたしてしまっていて、その回答のたたき台をもらって佐賀市のほうで改めて共同企業体のほうに回答するという方式をとりました。その回答書を作成する段階で実施設計会社からもらったときに、もともとの関与した企業の名前がちょっと残ってしまったものでございます。

それから、検討段階のものを送付したということについては、佐賀市のほうで十分なチェックができず、そのまま送ってしまったものでございます。

○福井章司委員

まず、実施設計の分について、サンプルじゃないんですけども、その見本みたいにして、企業体——しかも、それは今回入札に入っていますよね。何でそんなふうなことを——ということは、もうこの業者とはずっと事前からそういう交渉をしていたという話にとられますよね、当然ながら。しかも、それが普通は出てはいかんもんが出てきているんだから、その時点で大体入札に対しては非常に不適切な状況になってきているわけであって、それでも進めるという判断をすること自体に非常にちょっと問題点があると思うんですけど、その辺の判断はどんな形でされたんですか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

佐賀市の当初のスタンスが、各共同企業体に参加——どこでも一応提案していただけるようなスタンスということを大前提といたしておりました。実施設計会社というのは、そこだけの会社で全部がやれるというものではなく、やっぱりアドバイスを受けたりとか、ある企業と協力関係といいますか、アドバイスを受けたりとかそういう関係がこの業界はございまして、その分で回答書にその企業の名前が載ったというものでございます。

最終的な回答につきましては、佐賀市のほうでフラットであくまでも入札の提案をしていただくというスタンスでございましたので、そこについては、そのような処理をさせていただいたところでございます。

○福井章司委員

まずもって、その辺の判断に至るときにですね、佐賀市としての判断としてはやっぱり——しかも、何というんですかね、企業体にメールで送った中にそういうふうな、いわゆる企業名もあるということは自分たちで見つけたんですか。要するに送って再度チェックして、ああ、まずかったなど、こういう判断だったんですか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

この5つの共同企業体の中のある企業体のほうから、回答書を見られて、それでその名前があるということで、どういうことですかという質問を受けまして、それで佐賀市のほうは気づいたところでございます。

○福井章司委員

ちょっとずっと経緯を聞いているわけですが、非常にあり得ないミスというかね、そのミスをやったことも相手から指摘されるまではわからなかったということ自体も、これはあり得ることですよ、部長。あっちゃならんことですよ。そういうふうなことで起こって、しかも、それはチェックを受けた、言われたのは1共同体ですか、それともほかのところはどうですか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

指摘されたのは1共同企業体です。

○福井章司委員

その後、翌日は訪問して指摘を受けた内容を受けるということで、ほかにも電話で連絡ということ自体を私は非常にイージーだなと思うんですけど、この辺は何で実際問題、相手さんとの面談をしながらでもやるというような、そういう対応はできなかったんですかね。

○消防防災課防災係長

これに対しましてですね、あと残り4社がいらっしゃるわけでございますけれども、一応文書を出す前に、私どもこの文書というのは、まず正解の回答を出ささせていただきました、6日に。そして、再度、再質問を受けさせてくださいということで文書出したわけですが、その真意をちゃんと説明しなくちゃいけないということで、ちょっと相手が4社だったものですから、私どものほうですべて電話で対応させていただいた次第です。

○福井章司委員

その感覚がちょっと私、やっぱりしれんなと思うんですよ。この問題は非常に重要な問題をはらんできているということですよ。しかも、そこにそういう名称が入っているということになると、当然そうでないところと組んだところの業者というのは何を感じるかわかるでしょう。だれだってわかりますよね。そういうことをわかりながら平然と、いや、またやりましょうかということ自体が、本来なら入札不調ですよ、これは。それでもやろうというのは何か理由があるわけでしょう。そういう判断に立った理由といのは、それはどういうところでしょうか。

○伊東総務部長

相談を受けまして、これがそういったほかの事案も再度各企業体に調査をしてですね、また、そういったいわゆる標準仕様でない部分は意見を出してくれということで、再度意見を聞こうということですね、意見がそれで集約できれば、もう一遍うちのほうの仕様を変えようということで判断したために、再度各社に意見を出していただいて、仕様を変えますということで確認をしていったものです。

何でそういうふうにしたかということでございますけども、1つは、余り理由になりませんけども、この時点で契約をしてですね、平成25年の雨季前に山間部の部分については一部でも供用したいというこちら側の思いがあったために、そういう形でやらせていただきました。

○福井章司委員

部長の今のお話ですとですね、標準仕様云々のことでのことはわかります。しかし、平成24年の雨季に間に合わせるためということで、これはしょっちゅうこういうトラブルが起こると、常套手段じゃないんですけど、いや、間に合いませんので、ちょっとやらせていただきましたというけどね、こんなちょっと怪しげな雰囲気になった段階だったら、一たん踏みとどまるくらいの勇気が必要です。そうせんと、なかなか後もって大変な状況になってきますからね、やっぱり。

そういうふうなことでやられているわけですけども、1社が質問をされた。そこは訪問して、指摘の内容を受けて電話をされた。もろもろの項目で回答があって展開をしているわけですけども、1つ私が指摘したいのは、こういうふうな前後の中になったことによって共同体全体に大きな迷惑がかかっていると思うんですね。そういう認識というのはありますか。

○伊東総務部長

今言われたとおり、当然公平であるべきこういう制度がですね、に対しては非常に迷惑かけたということは思っております。ですので、改めてそういった形で修正を出した分もお願いしたいということでさせていただきましたけども、ただしかし、行政が行うべき競争ではありませんけど、随意契約にはなるわけですけども、入札の中にあっては非常によくならなかったというのは十分反省しております。

○嘉村委員

まずもって、回答書の中に特定企業が回答されたものが送付されたというのは、これは言語道断。こういうことって、まずね、おかしいとしか思われなわけですよ。通常はやっぱり設計会社のものをもらっておくべきであってね。だから、これはちょっと指摘をしておきます。だから、こういうもので本当に誤解が生じますよということですよ。

それから、ちょっと確認ですけどね、2月3日に回答書を出されて、7日に——ああ、これ違うか。回答書は2月3日に出された。そのときに特定企業の名前が入っていたわけですよ。

ね。それで、入っていたことをどっかの企業から指摘を受けたわけでしょう。そのときに電話があって出向かれてこられたということですが、こちらから出ていったということはないですね。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

市役所のほうから一切ないですね。

○一番ヶ瀬消防防災課長

1月30日に質問を受けまして、2月3日に回答したところでございます。で、その件に関して2月6日に共同企業体のほうからメールが来ていました。私たちちょっと外出をしております、気づいたのが夕方ございました。そのメールについての質問がですね。それについて事情がちょっと、どうしてこうなったのかがわからなかったんで、実施設計会社とかのほうにちょっと問い合わせをした上で、その共同企業体のほうにこうなった経緯といますか、それを電話で説明したところでございます。翌日、共同企業体のほうからアポなしといいますか、突然訪問をされまして、改めてそのメールの件をもう一度ちょっと確認したいと。それから、特定企業体の仕様の部分がありますというような指摘を受けたところでございます。

○嘉村委員

どういう指摘ですかね。もう一遍いいですか。指摘を受けたというのは、ちょっと聞き取りにくかったもので、ごめんなさい。

○川崎委員長

はっきり言ってください。

○一番ヶ瀬消防防災課長

佐賀市がもともと示しておりました仕様の中に特定の企業の仕様があるんじゃないのかというようなことを指摘を受けました。

○嘉村委員

それは特定の仕様、仕様書の中には特定のものが入っていたわけですね、企業の仕様の中には。だから、指摘されたわけですね。どっかの5つの、いわゆる何ですか、共同企業体のですよ、1社のものじゃないとその仕様書に合わないというものがこの中に入っていたわけですかね。

○消防防災課防災係長

2月6日の時点では入っておりました。

○嘉村委員

本来はそれが一番いいというふうに皆さん御判断されたわけでしょう。佐賀市の防災システムにとっては、そういう仕様のほうが一番いいというふうに御判断されていたわけですね。指摘を受けてから11項目見直しをかけられたわけですか。

○消防防災課防災係長

このプロポーザルを開始するに当たりまして、1月25日に各社の5つの共同企業体に説明会を開催しています、仕様の。その際に私ども佐賀市としましては、標準仕様、皆さんが参入できる仕様を目指している。この仕様書について、実施設計会社の力は得ておりますが、最終的には私たち素人のほうで書かせていただいた仕様になっています。しかし、その段階におきましても、やはり特定メーカーの仕様というものがどうしてもチェックできなかったものですから、そういう部分については指摘をしてくださいということを申し上げておりました。その上で2月3日に回答を申し上げたんですけれども、その2月3日にした回答の中にも、やはり一部まだ特定仕様が残っていたという状況でございました。

○嘉村委員

市役所としては、特定企業のものがこの仕様書に使われているということにはなかったという御判断だったということですね。だから、皆さんにどうですかと諮って標準仕様に見直しをかけたということですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

これは入札されていますけど、いわゆる最低価格の設定はあったんですか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

ありませんでした。

○嘉村委員

設定しなかった理由は。

○消防防災課防災係長

今回がですね、プロポーザルという方式を採用いたしました。プロポーザルにつきましては、基本的には最低制限価格というのを設けません。さらに、同じような事例を全国で幾らか探しまして、そこも調べさせていただいたんですけれども、やはり全国的にも最低制限価格は採用しないということでございましたので、佐賀市としても同じような例に従ったわけでございます。

○嘉村委員

これは全社、最低制限価格は設けていないというのは通知されていきましたか。皆さん知ってあったんですかね。

○一番ヶ瀬消防防災課長

5つの共同企業体に、特にこちらのほうから最低制限価格を設ける設けないという説明はしておりませんが、提案依頼書の中で説明した内容からすると、最低制限価格がないというのは各共同企業体は認識されていたと思います。

○嘉村委員

そうすると、これは大体予定額の何%ぐらいの価格になっているんですかね、この落札価格は。

○一番ヶ瀬消防防災課長

済みません。約でございますけど、約70%でございます。

○嘉村委員

70%ですけども、競争原理が働いてこうなったんでしょうけども、十分な工事の担保ができるんですかね。念のために確認ですけども。

○一番ヶ瀬消防防災課長

いずれも5共同企業体とも大手メーカー、それから地元企業につきましても電気と電気通信のA級ということで公募をかけましたので、その点については大丈夫かと思っております。

○嘉村委員

これ研究会のときから地元の電気業者を使っていたきたいというお願いをしていたわけですけども、今回は中溝電業社がベンチャーで入っておられますけども、プロポーザルに参加されたほかの企業については、例えば下請で入るとかいうことはできないんですか。

○消防防災課防災係長

1次下請、2次下請とかいろいろございますので、そこは妨げないものと考えております。

○川崎委員長

いいですか、それで。答弁はいいですか。

○消防防災課防災係長

済みません。一部修正させていただきます。

この提案を行った、他の特定メーカーと一緒に提案をメーカーで行った地元の共同企業体については1次下請はちょっと厳しいかと。しかし、2次下請以降等については妨げるものではないということです。

○嘉村委員

電気業者の方がどのくらいいらっしゃるかわかりませんが、できるだけ地元のほうに1次下請もお願いをしたいわけですよ。地元でやっぱりお金が落ちて、お金が還流するということが基本ですからね。そういう意味では、しっかりとお願いしたいんですが、非常に今、東部水道企業団のほうでね、東芝が実際工事をやっておられますけど、ほとんど県外業者なんですよ。だから、以前も言ったように、地元の業者をできるだけ使うと、これは市長のマニフェストにもありますし、そういう考えもちょっと部長初め課長にも述べていただいたわけですけども、この辺の担保はとれますか。

○伊東総務部長

一応契約上は3割ということになってはいますが、施工上については、地元業者を優先的に採用ということについてはこれまでもお願いしていますので、担保ということではあれですけれども、我々としてもそれは今までもずっとやってきておりましたので、その方向でやっていきたいと考えています。

○嘉村委員

わかりました。

それから、ちょっとぶり返すようですけど、いわゆる回答書の中に特定企業の名前が入っていたということですけども、これは設計会社のサポートとして、この中の1つの会社が入っていたわけですね。だから、結果的に仕様書が特定企業の仕様になっていたということですよ。だから、そういうの——いや、あなたたちはわからんと言ったけども、そういうのがあるといけないから皆さんに標準にしたいんですけどという意見を求めたということでしょう。実際は入っていたということでしょう、11項目ぐらいは。だから、僕が以前言っていたのは、それを指摘したわけですよ。公平公正とって、実際公平公正になっていないよということを書いていたわけですよ。非常に聞かれるほうはわかりにくかったかわからんけど、断片的に言ったからですね。

だから、本当に不可解な部分がいっぱいありましたね、はっきり言って。だから、今後はこれは反省点にしてもらわないかんですよ。いいですか。以上です。回答を求めます。

○伊東総務部長

我々も非常にそういった指摘を受けたことについては十分反省しておりますし、今後こういう事業を進めるに当たってはですね、先ほど福井委員からも指摘されましたけども、できればもう少し時間をとって、そういう形で精査できるような体制をとっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○福井章司委員

まさに今、嘉村委員言ったようなことと全くそうでありましてですね、やっぱりこういうことは二度とあってはいけないわけですね、結果的に言うと、言ったら失礼です。これは結果からすると標準仕様の、いわば一番最初に出された方のお名前というところは多分入っていないだろうと、結果的にね。

(「4社とも入っとらんさ」と呼ぶ者あり)

そういうふうなことを含めた上でですね、やっぱり公式的な形できちんと、何というんですか、ほかの——もちろん全部で5共同企業体ですけども、全体の5企業体に対して再度の再質問書の締め切りをされる前にきちんとした、こちら側からはこういう段取りがあっただ変申しわけないというふうなことの文言を入れたような文書なり、そういうメールは出されたんですか。ただ、しれっとして、こうやとったという感じはあるんじゃないの。

○消防防災課防災係長

その文書を出したんですが、その文書だけでは、先ほど福井委員がおっしゃったような真意のほう伝わらないという文書でございました。したがって、私ども電話をさせていただいて、その真意まで伝えたところでございます。

○中本委員

経緯のところでは1点だけ確認したいんですけども、1月30日に質問の締め切りをされて、2月3日に回答をされますよね。で、要はその回答文を作成するに当たって、いわゆる実施

設計会社のほうからいろいろアドバイスというか、そういうものをたたき台をつくっていただいたと。それが紛れ込んでいたという説明だったと思うんですけども、その回答文について、要するに佐賀市として回答するわけですから、それは当然チェックをされた上で、先ほど話があったみたいになかなかチェックできなかったのか、それともチェックをされないまま、そのまま送られたのか、その点だけ確認。

○消防防災課防災係長

チェックも行いました。チェックも行いましたが、どうしても判断できない部分、技術的な部分であるとかもございまして、そういった部分については実施設計会社の案をベースにつくったようなところもございまして。

○中本委員

いや、特定企業名も載っていたわけでしょう。それは当然チェックできるはずじゃないですか。それは違うんですか。いや、仕様の部分だったらまだまだ素人だからわかるんですけども、特定企業名が載っていたのにチェックできなかったというのは、チェックしていないと同じことじゃないんですか。

○消防防災課防災係長

2月3日に回答する時点では、回答の中に特定メーカー、特定企業というのは、私どもが確認できておりませんでした。

○一番ヶ瀬消防防災課長

ちょっと補足をさせていただきますと、回答文書の質問に対する回答、この部分については企業体の名前とか企業の名称はございまして。ただ、電子ファイルでやりとりしますので、そこの中でですね、ちょっと普通私たちが考え及ばないところにその企業の名前が残っていたというところがございます。

○中本委員

いわゆる補足の添付資料の中にそれが残っていたんだということでしょう。ということであれば、それもチェックしていないということですかね。

○一番ヶ瀬消防防災課長

ちょっと細かいような話ですが、質問と回答文書の中にはその企業の名前はございません。ただ、文書のプロパティというちょっと専門的なところなんですけど、だれが作成したんだとかいうものが、ちょっと项目的にあるところをクリックするとそれが出るようになっております。そこの中にその企業の名前が載っておりましたので、私たちはちょっとその質問と回答の分をたたき台をもらって、その内容をチェックしてございまして、そのプロパティというところまで考え及ばなかったというところでは、ちょっと反省点ではございますが、その部分にあったものでございます。

○中本委員

確認しますけど、いわゆる文書自体に出ているわけじゃなくて、あくまでも添付の中の、

要するにいわゆるプロパティ、どこがつくったとか、そういう表記の部分を見たらそれが出ていたということですね。

○嘉村委員

そしたら、名通エンジニアリングだったですかね、コンサルが。そのサポートとして特定企業が入っていたという事実関係はつかめていなかったということね。そこまでは。知っていたか知っていなかったか、確認。

○一番ヶ瀬消防防災課長

サポーターとしてその特定企業が入っているということは知っておりました。ただ、その回答文書の作成にそこが携わっていたというのはつかめておりませんでした。回答文書の一部にそこが……。

○嘉村委員

結果的にそこが入っていて、そのメーカー仕様じゃないとできないような内容になっていたということですね。それを見直したということでしょう、確認ですけど。

○一番ヶ瀬消防防災課長

今、嘉村委員が指摘されたように、こちらのほうでもその回答のたたき台を見てですね、内部で一応検討をいたしております。消防防災課のほうと、それから河川砂防課の分がカメラ関係とかございましたので、そこら辺で打ち合わせをして、これでいいと思って一応回答したところでございます。ただ、その中で、やはり一部特定の仕様というふうになっていたところでは、そこまでちょっとチェックができておりませんでした。

○嘉村委員

わかりました。いや、特定企業の人と一度も、例えば役所でも会ったことがない、面識がないということでもいいですかね。確認。

○一番ヶ瀬消防防災課長

特定企業の者がサポーターとしてかかわっているということで、その後、一度だけこちらに、指摘を受けた後ですね、数日後にちょっとその社員の方が来る予定がございましたので、そのの事情について確認をしたところです。その後、特定企業体の社員の方がサポーターといますか、その名通エンジニアリングとかかわっているということを御指摘ありましたので、その数日後にその社員も来る予定がございましたので、そのときに確認をして、一応サポーターとしてかかわっていますということは言われました。その後は、そういう事情がわかったからちょっと外してくれということで、打ち合わせについては名通エンジニアリングの本当の社員の方とやったところでございます。

○松永幹哉委員

確認をさせていただきます。

再質問は当初から計画されていたと思うんですけども、その中で標準仕様じゃないよということで、そういう質疑が上がったことに対して、2回目の8項目の11カ所、それについ

ては他の企業体についても、それは特定のところだから、そうじゃなくていいというような回答文書は戻されたということですよね。

○一番ヶ瀬消防防災課長

当初の予定では、再質問を受け付けるということは予定しておりませんでした。1回目の質問を受けて、そのまま回答で、そこで終わりという予定にしておりました。ただ、2月7日に直接来られて、特定企業の分の仕様があるということでございましたので、各社のほうにも連絡をとって、標準仕様じゃないと思われる分についてはもう一度質問を受けますと、意見を下さいということで、質問を2月8日の午前中までということでもらって、2月8日に消防防災課のほうで検討いたしまして、回答したところでございます。それは全部の質問と回答については、5つの共同企業体全部に同じような文書で返しております。

○松永幹哉委員

わかりました。

それともう1点がですね、先ほど説明をされた佐賀市管内の拡声子局等のエリアなんですけども、これに1期工事というふうなうたってあります。で、その後、多分個別の装置等の工事が出ると思うんですけども、その整合性というのは設計段階、それから入札段階で協議等があるんでしょうか。2期工事、どこのメーカーでも、あとはまた標準で入れますよというような、そういう確認というか、技術的な確認はあっているんでしょうか。

○消防防災課防災係長

2期工事といたしまして、三瀬と川副地区を残しております。これは予定は平成30年度以降としております。その段階において、私どもデジタルという一つの方法でやっているものですから、そのデジタルという方法において整合性がとれるメーカーということで、そのときに考えていくというふうに考えています。

○福井章司委員

いろいろとそれぞれの説明を聞いてまいりましたが、全体的に言えることは、今回はちょっと——認識ですよ。ちょっとトラブルはあったんですけども、これは早くしなくちゃいけないから何とかよろしく願いますよというスタンスでもし来られるとするとね、本当それだけでいいのかなという疑問を持つんですよ。特に入札の段階でいろいろと市のほうも対応にはつきり言ってミスがあったと思います。プロパティで云々ということで、それは電子入札のやりとりの中だと当然出てくることでもあるんですけど、ミスといえば、これはまさにミスであって、そのミスというものにことして、いや、もう時間ありませんからとにかく頼みますよという判断だけでは、我々としては——我々というか、私はちょっとそれだけではいけないんじゃないかと。

だから、佐賀市の要するに入札はこれでいいのかというふうな、こういう認識がありますよね。こういう形を前例としてまたあっても、なおかつ特にこういう種類の問題、防災

システムというのはそういう問題もありますので、その辺のことはやっぱりしっかりと執行部でもっと判断というかな、慎重な対応をすべきでなかったかと思うんですよ。その辺のことに、再度もう一遍確認をさせていただきます。

○伊東総務部長

御指摘ももっとものとおりに思います。我々としなくても、そういう判断をするのか、それとも5企業体のほうに再度そういう意見を出してもらおうのかということで、5企業体のほうに改めて意見を再度するということですね、その時点では、そこで8項目11カ所出てきたもんですから、その部分で修正をかけて、評価委員会を行う2月20日にもですね、そのプロポーザルを開始する前段に改めて各企業、5企業体に標準仕様の中身の確認をさせていただいて、この評価委員会を行ったわけでございます。ですので、全体的には指摘がありましたとおりの事務の遺漏があったことには間違いございませんけれども、その後につきましては、各企業体に改めて意見聴取、そして再度確認を行うという手順でやってきました。これでいいということじゃないでしょうけれども、我々としてはですね、こういった案件でぜひ契約をお願いしたいと今考えているところでございます。

○福井章司委員

入札というか、今回の業者決定に関して公募型プロポーザルでいこうとしたときに、再度質問項目を挙げてくださいよと、これでいっていいでしょうかみたいなニュアンスであったとするとね、佐賀市は本当に主体的にその問題についてやっているのかと。いや、そうじゃないよと、佐賀市はこういうもんだよと、ミスは前例をつくったらいけないから、今回はちょっとと、こういう判断が私はあってもいいと思うんですよ。逆にね。だから、その辺が佐賀市の主体性が全く感じられないような感じがするけど、その辺どうですか。

○伊東総務部長

確かにそういった判断もあるというふうには思います。ここのこういう電子システム関係がですね、建築関係でありますと、うちにも技術者はおりますし、これまでずっと培ってきたノウハウがございまして、かなり建物というのはゼロベースで作り上げていく話ではございますけれども、やはり起動のこういったシステムになると、どこかは、やはり電気というものでは非常にブラックボックス的な部分がありまして、我々の及ばないところがあったことについては事実でございますので、こういった部分についての入札についてはですね、今後やっぱりより慎重になる必要があるというふうに考えたところでございます。

○福井章司委員

非常に印象としてはですね、今回のことについて、もっと深刻に受けとめてほしいと。その度合いが非常に薄い感じがします。それはもう私の意見です。以上。

○西岡委員

今、個々やりとりつぶさに聞かせていただきました。非常に信頼関係という観点でね、この工事そのものは非常に市民のためにありがたい施策だと思っております、プロポー

ザルを含めてからこういうやり方についてはですね、このメールの段階で業者名のところばクリックしたぎ、つい出てしまうたというような答弁が出てきたと思うんですが、そのところがブラックボックスになつとるよという部長みたいな答弁でね、結局これはだれが責任とっていくとやろうかとつぶさに考えたんですが、何か今後ないような形でやっていきますという形でおっしゃられてね、この問題のそもそもの責任というものは、それは総務部長はどういうふうに考えるとですか。この議会の総務委員会の常任委員会の場でさい。今きれいな、今後ないようにやりますで落とされていくのかなというような感じがしてならんわけですが、この責任という観点でどういうふうに思われておるかどうかお答えをいただきたい。

○伊東総務部長

責任自体は私が担当部長でありましたので、私が何らかの責任をとるということでは考えておるところです。まだ中身については検討しておりませんが、詳細には言えませんが、以上です。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第52号議案の審査を終わります。

5分間、トイレ休憩いたします。

◎午前11時25分～午前11時34分 休憩

○川崎委員長

それでは続きまして、第1号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第1号議案 平成24年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳入 第2款から第21款 説明

○川崎委員長

それでは、お諮りいたします。歳出は午後1時15分から開催したいと思っておりますので、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、休憩いたします。

◎午後0時12分～午後1時16分 休憩

○川崎委員長

それでは、午前中は歳入のほうを説明してもらいました。ただいまより歳出のほうを説明をお願いしたいと思います。

(発言する者あり)

いや、切らじいこうかなと思って。歳入と歳出といろいろ関与しておるもので、皆さん

が切ったがよかと思うなら、切ってよかです。どうでしょうか。

(「何か質問があれば、切ってやったが非常にわかりやすいと思うんですが」と呼ぶ者あり)

それでいいですか。

(「質問があればよ」「そのまま」と呼ぶ者あり)

そしたら、歳出のほうを説明をお願いします。

◎第1号議案 平成24年度佐賀市一般会計予算中、歳出 第2款関係分、第9款、第12款、第13款、第3条(第3表) 人事・給与システム機器借上料、住居表示整備委託料、佐賀市土地開発公社が先行取得する都市計画街路八戸天祐線の用地買収経費、佐賀市土地開発公社が先行取得する都市計画街路八戸天祐線の用地買収経費に対する損失補償、佐賀市土地開発公社が先行取得する都市計画街路大財藤木線の用地買収経費、佐賀市土地開発公社が先行取得する都市計画街路大財藤木線の用地買収経費に対する損失補償、佐賀市土地開発公社が先行取得する都市計画街路呉服元町湊線の用地買収経費、佐賀市土地開発公社が先行取得する都市計画街路呉服元町湊線の用地買収経費に対する損失補償、第4条(第4表)、第5条、第6条 説明

○川崎委員長

それでは、第1号議案歳入歳出すべて説明が終わりました。

委員からの質疑を受けたいと思います。

○中本委員

歳入のほうでお尋ねいたしますけれども、国県支出金等が事業等の変動で金額がちょっと大きく前後する部分はわかるんですけども、1つが資料3の10ページ、利子割交付金ですね、利子割交付金がマイナス6,200万円、そして同じく資料の20ページ目ですね、使用料及び手数料の中の商工使用料、これがマイナス3,500万円、それとその下の土木使用料がマイナス7,100万円、この変動がちょっと大きいものの理由を御説明いただけますでしょうか。3点。

○中島財政課長

利子割交付金につきましては、今回6,200万円上げております。前年度が1億2,400万円でした。今回の見込みにつきましては、決算見込みより地方財政計画が13.0%の△となっております。これより6,200万円と見込んでいるところです。

今年度、平成23年度につきましても3月補正で減額をさせていただいて7,400万円ということで、利子割交付金につきましては利率の低下等により減っております。昨年、10年物の金利が満期を大分迎えるという見込みで、その分が利子割交付金の分が入ってくると見込んでおりましたけど、そこが継続になって入ってこなかった分が大きい要因だと思っています。

20ページの商工使用料につきましては、3,500万円減になっております。これはやまび

この湯の使用料が昨年ございまして、これが指定管理者のほうに移行になった関係で大きく約3,400万円ほど落ちております。

土木使用料につきましては——土木使用料もでしたですね。土木使用料につきましては、7,100万円ほど落ちております。これは残土処分場の使用料が昨年6,800万円ほどございまして、残土処分場につきましては平成23年度で終了となったことで減になっております。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○重松副委員長

38ページなんですけども、4節の生活保護費の県の負担金ですけども、ちょっと財政のほうでわかるかどうかわからないですけども、県のほうから1億8,000万円出ていますけども、普通、一般常識で考えてみますと、住所不定だと生活保護を受けることができないんじゃないかなと思うんですけども、例えば、野宿とか路上生活とかネットカフェなどで寝泊まりしている人たちを、例えば、その人たちが市役所に来て相談すればいいんですけども、それ以外の人たちはどのようにして把握して、そしてまた支給なんかどうされているのか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

(発言する者あり)

それはそれでよかよ。だから、一応わかる範囲内でいいからということ。

○川崎委員長

わかる範囲で教えてください。

○中島財政課長

基本的には歳出のほうと思われませんが、生活保護については申請になっておりますので、申請の中で住所不定での申請の分の保護になるんじゃないかなろうかと考えます。

○松永憲明委員 資料№6の21ページの件です。地域防災計画管理事業、それから災害図上訓練経費についてですけども、下の経費の内訳のところの図上訓練経費の支援業務委託料が49万9,000円、それからその下の下の備品購入費の50万円、ちょっとこれを説明いただきたいんですけども。

○消防防災課防災係長

図上訓練に関しましては、年度後半に実は体育館を——勤労者体育センターを予定しているんですけども、体育館を全部貸し切って行いたいというふうに考えています。そのときに大きなチーム、部別であるとか支所別であるとかいうふうに分けるわけございまして、当然災害に関しまして幾つかの課題を事前に用意いたしまして、どんどん出すわけですね。その際に、その課題を私どもと協議させていただきまして、業者に願いますわけございまして、そういった部分がこの49万9,000円の部分でございます。

そして、下の50万円に関しましては、実は体育館にホワイトボード等をやはり10台ぐらいは設置したいというふうに思っています。これを備品で購入ということではしております

が、実はリース等も考えました。ですが、リース等のほうがどっちかというとなくなって、再利用がきかないもんですから、ホワイトボード等を購入いたしまして、通常時は市役所の会議室等での使用を考えまして、防災訓練をするときには、そちらのほうに集合させるというようなことで考えているところです。以上です。

○松永憲明委員

そうすると、支援業務を委託するというのは、具体的内容は何ですか。

○消防防災課防災係長

当然まずは打ち合わせを行いたいと思っっているんですけども、この業者というのが実は佐賀には全然ございません。ほとんどが東京にございます。中には九州支社をお持ちのところもあるかと思いますが、当然そちらのほうと打ち合わせを2度、3度とさせていただきまして、宿題を、項目を決めると。その上で、実際に想定する災害を決めまして、タイム的に何時間というようなことで、次から次に問題を考えていってコントロールしてもらおうと。その課題を抽出するというようなところまでを考えております。

○松永憲明委員

ちょっとよくわかりません。

○中本委員

済みません、この図上訓練というのは、対象はだれになるんですか。

○消防防災課防災係長

全課の防災を担当する職員を考えております。前回実施しましたときは管理職のみで実施しております。しかし、今回は管理職のみということではございませんで、プラス1名ぐらいの担当者もお願いしたいと思っています。

○中本委員

ということは、全員で何名ぐらいになるんですか。

○消防防災課防災係長

組織数から申し上げますと、約200名ぐらいになるんじゃないかなと思います。

○中本委員

期間的には7月から1月ということを書かれていますけども、この7カ月間の中で大体どういうようなスケジュールで進んでいくような形になるんですかね。

○消防防災課防災係長

まず、ベースにあるのは地域防災計画ですが、今回、東日本大震災を受けまして大きく見直しを必要としております。この計画に沿って各課は対応するマニュアルをつくることになるんですが、このマニュアルが実際つくられた、机の上でつくられたものと実際の被害を想定したときには、うまく機能するかというのはイコールではないというふうに考えています。つまりいろんな問題があるだろうと。それを想定課題ということで実際に体を動かしながらしていこうという考えなのが、この図上訓練です。

したがいまして、5月に防災会議を開催いたしまして、地域防災計画の骨子を決めて、そして各課がそれに従ってマニュアルをつくと。ある程度のマニュアルをつくり終えるのがやはり9月から10月ぐらいになるだろうということで、それ以降の実施を考えております。

○中本委員

ということは、いわゆる継続した形でやるのか、例えば、総合防災訓練みたいな形で特定の日を決めて、そこで合わせた形で実施をされるようになるのか、その辺はどうなんでしょうかね。

○消防防災課防災係長

一日特定の日を決めて、その日に想定する被害ですね、風水害であるとか地震であるとかをしまして、何時何分に発生したということで、職員の招集から、それから救助、広報、運搬であるとか、そういったものをすべてコントロールしたいと思っています。

○中本委員

ということは、総合防災訓練とはあくまで別建てということでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということは、いわゆる基本的には職員を対象にして、あといろんな関係機関と連携をとりながらやっていくということでしたけれども、この中には、いわゆる女性職員もかなり一定の割合を含まれているということでもよろしいんですかね。

○一番ヶ瀬消防防災課長

特に、男性、女性というふうな縛りはかけるつもりはありません。

○福井章司委員

今、図上訓練の分だけで話があったんですが、そうすると、地域防災計画との絡みになってまいりますけども、当然事業的には並行ということになるわけですね。その分で、この分のハザードマップの作成の委託であるとか看板整備の委託料と、この辺のいわゆる委託先というのはどうなるんですかね。

○消防防災課防災係長

一つずつちょっと説明させていただきますと、市内の看板をつくる部分については、4月以降、佐賀市内の看板を作製する業者、こういった部分で入札をしたいというふうに考えております。

図上訓練に関しましては、結局ノウハウを持っているところ、ここをどうやって見つけようかというのが、今、逆に課題だというふうに考えているところでございます。

あと、地域防災計画等は職員でみずから行いたいというふうに考えております。

それから、津波避難計画につきましても、職員が今手づくりをしております。マップにつきましては、つくったものをベースに印刷をかけた上で配布をしていくと。配布はまた配布業者ということで、市内の業者をお願いしたいと思っております。

○福井章司委員

ということは、いわゆる地域防災のほうの津波ハザードマップは、これは自分たちでやるということですね。委託でなっているけど。

○消防防災課防災係長

私たち職員で頑張ろうと思っています。

(発言する者あり)

○一番ヶ瀬消防防災課長

計画につきましては自前で作成し、マップ、地図につきましては業者さんのほうへ委託するという形です。

○西岡委員

財源はほとんど一般財源になっておりますが、200万円のその他の財源というのはどがんですか、教えてください。——わかるかにゃ。言うたとわかるかにゃ。

○川崎委員長

このその他の財源でしょう、この関連の。

○西岡委員

ほとんどが一般財源さい、消防の額は。

○一番ヶ瀬消防防災課長

合併振興基金繰入金200万円、これを充てることにしています。

○西岡委員

よかったら、この次からさい、せっかくこのブルーの本つくっていただいておるけん、その辺の部分も右側の隅っこでんどこでんよかけん、下のほうに、見てわかるような形、優しい形をお願いをしたいと思います。いかがですか。

○川崎委員長

どうでしょうか。

○中島財政課長

財政課です。備考欄のほうで、表示の中で、その他につきましては表示を今後入れさせていたきたいと思います。

○川崎委員長

よろしく申し上げます。

ほかに。

○重松副委員長

その上の20ページの消防施設等整備事業なんですけども、この事業費はすべて国庫補助じゃなくて一般財源化で、地方債を使ってありますけども、もともと国庫補助はなかったのか。途中から地方債のほうに変わってきたのか、その辺まずお聞きします。

○消防防災課防災係長

済みません、ここ数年は国庫補助はなかったというふうに記憶しております。かなりその以前になりますとちょっとわからないんですけども、申しわけございません。

○重松副委員長

そしたら、元利償還などは地方交付税のほうに算入されてくるという形ですかね、これは。

○中島財政課長

これは起債がいろいろ入っております、過疎債も入っております、格納関係。それと、通常の消防債も入っております。過疎債につきましては、70%交付税算入です。それと、通常の起債分につきましては、75%が充当率で、30%は交付税算入となっております。

○重松副委員長

ちょっと中身のことを聞きますけども、この設備関係は耐用年数を過ぎたらすべて対象になるのかですね。例えば、格納庫とか積載車とかポンプ。

○一番ヶ瀬消防防災課長

格納庫につきましては、基本、耐用年数過ぎたものは対象にはなりません。ただ、格納庫を建てる設置場所ですが、ここにつきましては地元と十分協議した上で、用地の確保が整ったところから整備をする形にしております。

それから、ポンプ積載車と小型動力ポンプ、ここにつきましては耐用年数を過ぎた分が対象で、継続といいますか、順次入れかえをしているところでございます。

○重松副委員長

そしたら、申請しても、一応順番待ちといいますか、順次更新という形になりますかね、順番で。

○一番ヶ瀬消防防災課長

そのとおりです。

○川崎委員長

いいですか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

済みません、補足です。基本はそれですが、傷みが激しかったりとかいうことであれば、若干前後したりということはありません。

○中本委員

資料3の116ページですかね、庁舎維持管理費の中で、耐震診断をいわゆる諸富、川副の支所で行うということで、1,290万円ですかね、説明がありました。こちらの青のほうの資料6、当初予算資料の中の52ページ、恐らくこの部分が出ていると思うんですけども、今、管財課のほうの所管ということで、この支所だけの耐震診断の話をされたと思うんですけども、この青の資料のほうの52ページを見ますと、いわゆる昭和56年6月以前に建設され、かつ階数及び面積が一定基準以上の建築物ということで書かれておまして、こ

の一定基準という部分がまずちょっとどういうものになっているかということと、今回、いわゆる管財課のこの支所以外にあと5施設ありますけども、大体この一定基準以上のものは今回の平成24年度で全部耐震診断は終わるのか、その確認をまずさせてください。

○梅崎管財課長

まず、一定基準という基準ですが、特定建築物ということで建築基準法で規定された用途別によって決められております。なので、階数と延べ面積はそれぞれの用途によって変わります。大体の話をいたしますと、例えば、体育館であれば平家建てで1,000平米以上のもの、庁舎等になりましては3階建ての1,000平米以上のものというふうな形で決められております。例えば、公民館等、福祉施設等につきましては2階建てで500平米とか、そういうことで用途によって分けがされております。

それで、今回、市有施設の分を全部確認いたしましたところ、この特定建築物というのがここに上げられた、まだ特定建築物の中で昭和56年度以前かつ耐震診断をしていないものがこの7施設になるということになっております。

○中本委員

平成24年度で、いわゆる一定の基準を満たすものの建築物についての耐震診断はすべて完了するということですね。それ以外のところで何か耐震診断を行わなければならないとか、そういうような今懸案のものとかはあるんですかね。それは基本的にはないということでしょうか。

○梅崎管財課長

先ほど申しましたように、特定建築物ということになりましては今回の診断で終わりますけれども、それ未満の分につきましては、例えば、避難施設とかということで指定されている部分もありますので、そういった分についてはまた。今回、例えば、7つ支所がありますうちの久保田とかいう施設については、この特定建築物に該当しておりませんが、次回はまたその分をお願いしていきたいと思っております。

○中本委員

いずれにしても、久保田支所はまだ終わっていないということですね。できるだけこれも前倒して実施できるような取り組みをちょっと求めておきたいと思えます。

○松永憲明委員

後で配付されました佐賀市の備蓄対象の総務部7と、それからブルーの22ページに関することなんですけども、拠点備蓄倉庫の整備なんですけども、拠点備蓄倉庫というのはどういうようなものを想定されているのか、もうちょっとわかりやすく教えていただけませんか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

まず、地区備蓄倉庫と、それから拠点備蓄倉庫の位置づけといいますか、まず、住民の方が一般的に避難される場所といたしましては公民館でございます。そこに今防災倉庫を設けておりますが、その公民館とかの収容人数というのは限られています。ですから、そ

ここに避難された人の分の2食分はとりあえず公民館等の地区備蓄倉庫のほうに置きたいということで、乾パンとかクラッカー、飲料水、それから若干の毛布、それからトイレ関係とか救助工具とか、こういうのを整備したいというふうに考えております。

拠点備蓄倉庫というのは、公民館の敷地とかにもちょっと限度がございますので、また別に設けて、そのところに先ほどの食料品以外のミルクだとかおかゆとか、それから大型炊き出し器だとか浄水装置、水をつくる装置でございます。そういうのを配備したいというふうに考えています。それから、下着とか生理用品とかもその拠点備蓄倉庫に置きまして、結局2食分以外の分の1食分を融通し合うと……

(発言する者あり)

そうですね、バックアップ用ですね。そういうのを拠点のほうに置きたいというふうに考えているところでございます。

○松永憲明委員

それはわかるんですけども、具体的に下の工事請負費が589万円でしょう。ということで、これは7エリア、拠点を設けられるわけですよ。でしょう。だから、どういった——例えば、建物をきちっと別にまたつくられるということなんですかね、それとも何か既存の施設にそういったエリアを設けられるということなんでしょうか。もう少しわかりやすく言ってください。——ちょっと質問の趣旨はわかりますか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

拠点備蓄倉庫としては、大体基準としては100平米ぐらいの建物になります。それを資料でお示ししているように2カ年に分けてつくるわけでございますが、ことし、平成24年度で申し上げますと、第1エリアの富士地区の部分については消防格納庫と併設をいたします。第4エリアの兵庫地区については、これは水防倉庫が今ございますが、あの水防倉庫が道路の拡幅にかかってしまいますものですから、移転をします。その移転をする先をちょっと広く買ひまして、水防倉庫と拠点倉庫をつくと。この工事費の589万円は、この護岸であったり造成であったりする経費でございます。

あと、拠点備蓄倉庫の建物をつくりまして、基本的に備蓄品というものについては、消耗品だったり備品購入費になります。その内容が、先ほど下段のところにあるものだということになります。

○川崎委員長

わかるような、わからないような。いいですか。

ほかに。

○福井章司委員

今の関連ですけど、そうすると、公有財産の購入の2,114万円というのは、これは公有財産ですけど、何を買うんですか。

○一番ヶ瀬消防防災課長

兵庫地区に設けます兵庫拠点備蓄倉庫、ここの用地購入費でございます。

○福井章司委員

ということは、用地購入はそこだけで、あとハートフルの東の倉庫とか、富士の場合は消防格納庫の横だから、これは言ってみれば既存のところちょっと蓄えさせてもらおうと、こういう考え方になるわけ。

○一番ヶ瀬消防防災課長

富士地区につきましては、格納庫の横のほうにその備蓄用の倉庫を設けるというふうに考えています。ハートフルの分につきましては、今倉庫がございまして、そこにリフトと、それから棚といいますか、そういうのを整備する予定でございます。

○福井章司委員

最後ですけど、そうすると、兵庫のところのこの大きさはどれぐらいですか。

○消防防災課防災係長

約570平米を考えております。

○中島財政課長

最後になります。先ほど消防の格納庫とかの国庫の補助金があったかということで、ちょっと調べさせていただきました。平成16年度まではあっております。平成17年度、18年度の三位一体改革の中で一般財源化されて、補助金がなくなっております。以上です。

○川崎委員長

はい、わかりました。

ほかにないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないようですので、第1号議案の審査を終わりました。

以上で総務部に関する議案の審査を終了いたしました。執行部の皆さん、どうもお疲れさまでした。

10分間休憩。

◎午後2時17分～午後2時31分 休憩

○川崎委員長

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

まず、第1号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第1号議案 平成24年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出 第2款関係分、第3条（第3表）財務会計システムバックアップ機器等借上料、基幹系個別システムバックアップ機器等借上料 説明

○川崎委員長

執行部からの説明が終わりました。

委員からの質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

○嘉村委員

自治基本条例制定検討経費の中で、事業内容としてシンポジウムを開催されるということだったのですが、もうちょっと詳しく説明をいただきたいと思いますが。

それともう1つ、検討会議の委員ですけどね、これは非公表。いや、皆さん公表できますかということ、メンバー。できなければね、要するに——ああ、出ておる。ああ、出ていますか。じゃ、後で資料をもらいます。

(発言する者あり)

いや、だから、私はいただいたかいただいていないかわかりませんが、改めてもらいに行きますから、それでいいです。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

シンポジウムの内容ということでお答えいたします。

平成25年、ことしの12月ぐらいまでかけまして大体素案をまとめていただければというスケジュールを今立てておきまして、それをたたき台としながら、年を明けまして2月、3月、1月から3月まで、まだはっきりわかりませんが、その間にシンポジウムをしていきたいと思っております。そのときは、基調講演といたしまして専門家の先生、まだ決めておりませんが、基調講演をしていただきまして、そして佐賀市では今こういった自治基本条例を考えておりますという内容の説明もさせていただきたいと思っております。

その実施につきましては、市と、あと検討会議と一緒にその説明会を開催したいと、シンポジウムを開催したいというふうに今考えているところでございます。現時点ではそのくらいでございます。

○松永憲明委員

その公募委員の件なんですけども、一般質問だったですかね、もあったようですが、ほかの、いわゆる審議委員だとか佐賀市の委員と兼務されている方がどれくらいいらっしゃったんですか。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

今、指名委員ということで10名指名させていただいております。

(「一般公募。両方とも」と呼ぶ者あり)

両方ともですね。まず、ちょっと指名委員のほうからですが、指名委員の中で、委員長を初め、佐賀市のいろんな協議会等で活躍をされている方を選ばせていただいております。その辺は数名——はっきりちょっと数字はわかりませんが、数名重なっている方がいらっしゃいます。

それから、あとは指名の中では活動を、いわゆるNPOとか、いろんなグループで実際地域の中で活動されている方をしておりますので、そういう方たちも幾らかいらっしゃいます。

ます。数はわかりませんが、10名のうちに、そうですね、6割から7割ぐらい、六、七割ぐらいはいろんな形で委員に重なっている方がいらっしゃると思います。正式な数字は、ちょっとまた後もって調べます。

それから、あと無作為抽出で20名選んでおります。この方たちはほとんど初めてじゃないかなと思っております。詳細にはわかりません。

それから、最後の一般公募の5名につきましても、2名ぐらいはよく今まで一般公募でも推薦された方はいらっしゃるしまして、経験者でございます。現時点で並行して委員になっていらっしゃるかどうかは、まだはっきりわかりませんが、数名は非常にまちづくりについて興味を持っていらっしゃる方が協議会で参加されている方もいらっしゃいます。

済みません、はっきりした数字は申しわけございません。

○嘉村委員

無作為抽出、これで辞退された方はいらっしゃったですか。

それと、無作為といっても、何か住民票とか、そういうので適当に選んでお願いをしたわけですか。どういう形でやったのかな。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

無作為抽出につきましては、まず旧市町村の人口の割合、それで最終的には20名がゴールですので——済みません、1,500名を対象として、各市町村ごとの人口割合で比率を決めました。それから、男女の比率、これは1対1にしました。そして、情報システム課のほうでパソコンで無作為抽出して選び出しまして、1,500名を選んだわけでございます。そして、その中から応募がありましたのが68名ございました。4.数%ぐらいになりますですかね、率としては、5%弱ぐらいの応募がございまして、最終的には地域ごとのバランスとか男女の比率とか、その辺を加味したところで公開で抽せん会をいたしました。そこで最終的に20名を選ばさせていただいております。

○嘉村委員

ああ、1,500人を抽出して、全部御案内を送ったわけね。

(「はい、御案内いたしました」と呼ぶ者あり)

その中で応募された方が68名だった。それをさらに選考していったと、20名に絞り込んでいったということですね。わかりました。

○松永幹哉委員

3番の資料の96ページなんですけども、先ほどの有線テレビの基金の積立金ですか、300円の分があったと思うんですけども、これの加入世帯数と、それから免除の部分があると思うんですけども、どれぐらいの加入者で免除があるのか、それと積み立て基金が現在どれぐらい積み立ててあるのか、3点、済みません。

○百崎情報システム課長

まず、対象者ですけど、予算の積算上のお話でよろしいですかね。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

1,977戸という形で積算をしております。これにつきましては、平成23年9月末の加入者実績でございます。

それと、積立金でございますけど、平成23年度分がまだ積み立てをしておりませんので、現在高で申しますと758万400円積み立てしております。28日にこの分が定期の満期でございますので、利息が2,093円、利息も含めて積み立てをするという形になりますので、その分を合わせて758万2,400円ぐらいになるかと思えます。

それと、免除の分でございますけど、先ほど1,977戸と申しましたけど、そのうち312戸が免除世帯になります。——ああ、ごめんなさい、減免世帯ですね、すべて免除になる。減額の方もいらっしゃいますので、312世帯が減免世帯という形になります。以上です。

○松永幹哉委員

あとそれと、6番の資料の25ページ、昭和バスの補助金の件で、三瀬三反田線と古湯北山線、合算で1,300万円と聞いたんですけれども、それは別々には数字は出てありますでしょうか。

○総合政策課交通政策室副室長

先ほど古湯北山線ですね、1,200万円と1,300万円というお話でしたが、ちょっとこれは系統数が非常に複雑に分かれていまして、古湯北山線で申し上げますと欠損額1,894万円程度です。そして、三瀬三反田線になりますと205万円程度になります。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○重松副委員長

その上の24ページなんですけども、これは補助対象になっていますけども、補助金がついていますけども、市としては赤字路線とは認識されていると思うんですけども、国、県あたりは、例えば、赤字路線という内容ですね、例えば、1日輸送量といいますかね、何人以上とか何人以下とか、そういう補助金の内容、補助対象となる内容がわかりますかね。

○総合政策課交通政策室副室長

国、県の補助金の生活交道路線の概要ですが、基本的に旧ですね、合併前の考えなんですけれども、複数市町村にまたがって運行していることというのがまず要件としてあります。ですから、今現在、市営バスでいいますと、旧佐賀市内から川副ですとか旧東与賀までまたがっている、その路線が対象になってきます。

それから、大体利用者数ですが、輸送人員と言いますけれども、1日当たり15人から150人、この範囲内にあるものということになります。余りに多過ぎても、それは対象になりませんし、少な過ぎても補助対象にならないということになります。

それから、運行回数が1日3回以上。3回というのは、1往復で1回と読みますので、3往復以上していないと、それは対象にならないということになっております。

○福井章司委員

先ほどの6の資料の47ページ、あとちょっと46ページもお聞きしますが、柳町地区の歴史的建造物の活用事業ということで、かなり精度というかな、活用事業の中身はかなり精度が高い内容として御説明いただいたんですが、まず基本的な部分で、いわゆる歴史民俗館5棟の運営方法は、市の負担、コストが大である云々ということでやるわけですが、最終的にイメージとして、購入する物件自体は、だれがどんなふうな形で活用し、経営し、財政的な面というか、経費負担等を含めてやっていくのか、ちょっとその辺がまだ全然イメージがわからないんですが。

○成富歴史まちづくり課長

この資料でいきますと、まさに一番最後の17ページ、18ページのところになってくるかと思うんですけども、基本的にここの、特に改修プランの検討からマッチングまでのところの一連の流れの中で、今ここで一応イメージとして幾つか市のほうで考えた分がありますけども、これはあくまでイメージでして、これからこの間取りとか、こういったものを見て、どういったものがいいんだろうかということをもまず専門の方に見ていただくというふうに思っています。それが第一義的なものだと思います。その情報を出して、こんな使い方ができますよということを情報発信して、それを見た方が、これだったら、もしかしたら自分にできるかもしれないというところで応募がある。すると、その段階で委託した方と応募された方が協議をしていただいて、内装の改修とか、そういったところをまたやっていただくと。

今までは市のほうで、いわゆるリフォームですよ、そのままリフォーム、間取りも余り変えないで、そのままの形でリフォームをしてから、それからだれか使いませんかというやり方だったんですけども、今回は使う段階から一緒に協議をしていって、こんな使い方からこんなふうにしてもらえませんかという、そこはいわゆる建築基準法とか消防法とかの絡みもいろいろあるんですけども、極力それをある程度緩くするために一応文化財指定にはせずに、火も使えるような形でやろうとしているんですけども、そういったところも入っていただく方が真っさらの段階から委託業者の方と協議をしていって、どういった形で使っていこうと決めていただこうと、そういうふうに考えています。

ですから、今の段階で、イメージは御説明いたしましたけど、あくまでイメージでありまして、どういった形になるのかは私どももまだわかりません。ただ、今申し上げましたように、可能性としては店舗であったり、工房であったり、住宅であったり、いわゆるオフィスであったり、そういったものがあり得るのかなというふうに思っています。特に、間仕切りの多い久富家の2階、10ページのほうになりますけども、ここで私どもの特にワーキングの中で出てきたんですけども、共同オフィス、NPOとかのこういったところのオフィスの使い方なんていうのは、もし実現できたら本当にいいのではないのかなというふうには思っています。こういったまさに間仕切りがいっぱいあるやつは、こういった形で活用できれば地域の活性化にもつながっていくのではないのかというふうに思っていま

す。イメージとしては、そういうイメージです。

○福井章司委員

その場合に、活用する側は、いろんなことをやってはいいんだけども、一つの制限というか、柳町、この辺の周辺の長崎街道であるので、ここは崩さないでほしいですよと、しかし、ここまではいいですよという、その辺のことの判断というのはどこまでですか。

○成富歴史まちづくり課長

一応活用に当たっては、市のほうで一方的にやるつもりは毛頭ございません。当然地域の方、柳町の方にも、こういったことを考えているんだけどもという情報をやっぱりこっちで流していきながら、地域の方で、やっぱりこれは困るというのがあったら、当然そこまでやるつもりはございませんけども、一応基本的に、恐らくコンサルの方にこちらのほうをお願いするときも、地域はこういう考えをお持ちなので、業種を絞るとまでいかないと思いますけども、こういった考え方で考えてくれと。こういった使い方ができるので、これを見た方、これはどうですか、提案に乗りますかという、そういった進め方をしたいというふうに考えています。

○福井章司委員

細かい議論になるとちょっとあれなんであれですけども、そういうことでやっていった場合に懸念するのは、やはり柳町の要するに町並み形成ということ崩すようなアイデアというか、ここまでやってみたいんだというようなときに、そうでなきゃ私たちは入りませんよと、こういったときには、やっぱりそこは制限かけないと、やはり町並み全体を、この上のほうの例の風致地区とも関係ありますし、そことの関係もありますので、それをきちんとしなくちゃいけないんだろうという懸念が1つあるということと、それから、そういった場合に、経費の分はもちろん、そうなるとうる人が負担をするということになって、最終的にはその方たちの持ち物になるのか、あるいは賃貸にするのか、その辺はどうなんですか。いわゆる公設民営みたいなことになるのか、ちょっとそここのところのイメージもちょっと。

○成富歴史まちづくり課長

今回の分については、市が買って所有いたしますので、改修までの経費は市が。——ああ、そうか。一番最初の入り口でいきますと、土地は取得しますが、建物は寄附していただきます、建物は。そして、その建物の分の改修につきましては、今回、歴まち計画の交付金を使って改修します。あくまでも市の持ち物でございます。あと、市はこの維持管理を担って、あとこれに係る、ちょっとここでいきますと管理コストとか活用コスト、そういったものについては、当然借りた方が負担していただくということになります。そういうふうに考えています。

○福井章司委員

ある程度イメージはわかりました。だから、これはかなりそのようなことになってくる

と思うので、その47ページの経費の内訳の中の歴史的建造物活用検討業務委託料のこの委託料というのは、これは上の111万円の設計等の委託料も含んでいるんですが、これはあくまで入の方との協議の上でやっていくという部分の費用ですか。

○成富歴史まちづくり課長

そうです。最終的なマッチングまで含んでいます。改修設計をする、それからそういった情報を流していく。そして、所有者の方との、活用したいと手を挙げられたら、その方とのやりとりまで含めたところの委託でございます。

○福井章司委員

いずれにしても、その辺でまちづくりの町並みという部分をどう担保するかということの一つのまた課題になると思いますので、よくその辺は検討というか、対応していただきたいのが1つです。

それと、その上の重点区域の整備計画のいわゆる策定経費の中で、ここが760万円の予算の中で、さっきちょっとかなりおぼろげながら聞こえたのは、具体的な経費配分は石橋の復元であるとか、何かちょっとハード的なものという感じがしたんですけども、全体的な右側のほうの歴史的風致維持向上計画の分の、いわゆる平成24年度から33年度までの10年間というものについては、ここはどんなふうな計画に——もう仕上がっていたんですかね。ちょっとそこのところ。

○成富歴史まちづくり課長

全体的にやる事業、今のところ28事業を予定していますが、それについては一応何をやるかということまで決めていますが、ただ、例えば、長崎街道を整備するとしまして、ここにどんな舗装がいろいろかとか、どんなコンセプトでいくんだということは平成24年度の、この760万円のうちの360万円で全体的なコンセプトを考えてもらうという委託料を組んでいますけども、その中で決めていきたいというふうに考えています。なので、この計画そのものの、一応年度ごとにどこまでやるというのは大体つくっているんですが、それに係る経費がコンセプト、考え方によって恐らく変わってくるだろうと。例えば、舗装をカラー舗装にするとか普通の舗装にするとか全然違ってきますので、そういったところをこの760万円のうちの360万円で全体的なコンセプトと全体スケジュール、全体的な予算までを考えられるような委託をまず1つお願いしたいと考えています。

○福井章司委員

いや、いわゆる平成33年は10年間の分でしょう。360万円のうちの一部を使って、それを計画できるの。さっきは360万円だから、全然違ったでしょう。

○成富歴史まちづくり課長

まず、ちょっと大きく2つに分けています。360万円が全体的なやつで、もう1つ、400万円の内訳があるんですが、この分は既に個別の事業で調査が必要なもの等が幾つか決まっています。それが今申し上げました石橋の復元でありますとか護岸であるとか棚地である

とか、そういったところの調査をするための費用として、これは全く個別の事業として400万円。今までお答えしましたのが全体的な、トータルでちょっとマネジメントという全体を見てみようというので360万円見えています。

この360万円を考えるに当たって、歴まち計画の中で28事業ありますけども、それを年次ごとに進めていくんですけども、その分の大まかな計画をつくってもらうための委託料という考え方です。

○福井章司委員

それは大体どういう業者を考えておられるの。

○成富歴史まちづくり課長

今のところまだ想定しておりませんが、既に31、佐賀市まで含めて歴史まちづくり計画をつくったところがありますので、そういったところを少し調査しながら進めてまいりたいとは思っています。

○福井章司委員

これは基本的に国庫のほうで全部半分ついてきますよね。今後もこの地域については、向こう10年も半分ですか、半分ということになるの。

○成富歴史まちづくり課長

現時点では、交付金事業ということで、半額は交付金という形で考えています。

○福井章司委員

となると、やっぱりしっかりとした計画をもう少し練ってもいいと思うので、予算のことを私は全体計画360万円でやれないとは言わないけども、しっかりと対応していったほうがいいなということをちょっと。個別ということなのかもしれないけど。

○成富歴史まちづくり課長

先ほど申しました別途400万円、石橋の復元とか、そういった事業で個別にまた400万円つけさせていただいていますけども、あとこういった個別の事案でまた調査が必要になったときには、当然調査費というものがまた改めて出てくるということになるかと思います。

○松永憲明委員

四核構想だとか歴史まちづくりという考え方と2つ私の頭の中にあるわけですけども、私は修学旅行で、例えば萩ですね、萩に何回も行って来たんですよ。あそこはレンタサイクルを使って中学生が自分たちでルートを設計して、自分たちで回るというやり方で非常に、もう相当昔から中学生を連れていったんですよ。あそこもかなり歴史のあるまちで、いろんなものが残されておりますですね。また、そういう町並みが保存されているところでもあると思うんです。それからもう1つ、近くでは大分の日田市ですね、あそこもかなりいろんなものが残されておって、非常に観光客も多いところだなと、私も何回か行ってみまして、思うわけです。

ですから、佐賀市をどういようなまちにしていくのかという、先ほど福井委員からも

いろいろ言われているわけですが、もう少し大きな見方が必要じゃないかなというふうに私は思うんですけどね、そこら辺、基本的な考え方というのがどういうふうになっていますでしょうか。

○成富歴史まちづくり課長

今、松永委員言われた、例えば萩とかは、御存じかと思えますけども、伝統的建造物群ということで、あそこは別途大規模にまちそのものを指定されて、やられています。一応柳町も過去に同じような指定を受けようと試みたことがあるみたいなんです。ただ、やっぱり規模的にかなり小さいということで、ちょっと見送ったような経緯があるかと聞いております。

ただ、今回2棟をまた購入いたしまして、いわゆるそれに近い、そのような雰囲気町の並みにしていきたいということで、壊してしまっただけにしてしまっただけでは風景がなくなってしまいますので、この柳町の景観形成地区については極力、基本的には持ち主で残していただくのが一番よろしいんですけども、それで対応できないという場合には、このような市の今やっているような対応をやっていきたいというふうなことで考えています。

○松永憲明委員

そうすると、柳町はわかったんですけど、その後、ほかのところもそういう区域がございいますか。

○成富歴史まちづくり課長

現在のところ重点区域、今回の歴まち計画の中で重点区域の中は補助が受けられるので、制度的には可能なんですけども、ただ、市が購入してまでやるかということになると、やはりこれを柳町に限るべきじゃないかなというふうに思っています。

ただ、そのほかのところでもそういった歴史的な非常に価値の高い建物がそういった危機にさらされたときにどうするかということが非常に大きな課題なんですけども、先ほど申しましたけど、第一義的には所有者の方で、歴まち地域の中ですけど、市が改修とかの補助についてはできるんですが、それにしても、やっぱり維持負担がかかっていきますので、そのところをまず御相談申し上げて、それでもだめな場合は、第2次的には今度はそれを例えば売却する。ただ、売却するときに、こういった古い家屋に興味をお持ちの方についてがあれば、それが一番いいのかなというふうに思っています。そういう方が取得していただいて使っていただくというのが一番いいのかなというふうに思っています。

○中本委員

今回の旧久富家と森永家のいわゆる公有財産の取得ということについては、先ほど土地については、いわば土地を公有財産購入費として、建物については寄附だと、こういう説明だったと思うんですけども、その確認と、旧久富家と森永家、それぞれの地積、何平米ぐらいあるのかということと、ここの予算計上されている1億3,200万円については、いわゆる公示値か、路線価の評価額というような見方があると思いますが、どこで試算されて

いるか、この3点。

○成富歴史まちづくり課長

まず、建物の寄附についてですけども、建築指導課のほうで交渉をやっていたんですけども、土地のほうだけということで交渉はしているかというふうに聞いております。

それから、旧久富家の敷地面積ですけども、久富家が約1,066平米、それから森永家が約969平米でございます。

用地取得に対する価格の考え方ですけども、平成23年度の路線価格を、これは一応実質価格が大体0.8で割り掛けることになりますので、それで割り戻して、平米当たり6万2,000円ということで積算をいたしております。

○中本委員

確認ですけども、この1億3,200万円には、いわゆる建物の価格が入っていないということですね。

○成富歴史まちづくり課長

はい、入っておりません。

○西岡委員

済みません、青い表紙の50ページ、地域コミュニティー推進事業のことでちょっとお尋ねなんです、右のほうば見ていたら、中段ぐらいにこれまでの実践経費、嘉瀬校区と本庄校区、2校区を評価されたような形で、1年間取り組んできたんだというふうに書いてあると思うんですが、あとの2小学校校区、特に総務委員会には諸富校区の方もおられますが、その辺の部分の2校区が抜けておると言うばってん、その辺、何で2校区にしたとですか。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

例で2つだけ挙げさせてもらっています。この辺はちょっと十分じゃなかったかなと思っております。

まず、諸富校区につきましても活動されております。準備会議、それから企画会議、全体会議をされておまして、年度内の協議会の立ち上げを目指してこられましたけれども、ちょっと組織の編成をもう少し時間をかけて検討したいということでありまして、新年度、4月以降に協議会を立ち上げるということになっております。

それから、金立校区につきましては、今度の金曜日にまちづくり協議会を立ち上げられます。それについては、組織と夢プランについても公表をされまして、そして平成24年度以降には夢プランに基づいた実践をされるというふうに聞いております。また改めまして、その冊子等でまとめたのがありますので、説明をさせていただきたいと思います。

○西岡委員

その辺はやっぱり配慮方をお願いしたいと思っております。

それと、今度平成24年度も川上、北川副、あと東与賀と勸興やったか、頑張っていくん

だ、4校区にするんだという決意みたいのを感じましたが、これは小学校校区における校区においてはさい、なるべくこの推進事業については、時間がかかっても4校区ずつやっていきたいというのは最初説明を受けたと思いますが、それにお変わりないか、ちょっとお尋ねをいたします。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

基本姿勢といたしましては、あくまで自主的に皆さん方が協議をされて、ぜひやりたいということで手を挙げていただくことを基本としております。ただ、やはりこれは市長のマニフェストということで今まで説明してまいりましたけども、地域コミュニティーというのは今から佐賀市の地方自治の推進におきまして大変重要なことだと私どもも強く思っておりますので、自治会協議会と推進しながら、4校区ずつをぜひ進めたいということをお願いしておりますし、一応自治会協議会のほうでもそういった進め方につきましては理解をしていただきますので、その方針で今後もやっていきたいと思っております。

○西岡委員

そしたら、この補助金のあり方、お尋ねなんですけど、これ私、総務委員会にずっとおるもんですから大体頭の中に入れておるとぼってん、たしか5年間補助金出すよということをおっしゃられたと思うんですが、平成24年度で4校区選ばれるその校区も、24年度から5年間という補助金は間違いなかですか。また、平成25年度に選ばれるであろう4校区も、25年度から5年間というふうに私は考えるわけなんですけど、その辺の考え方はいかがですか。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

今、私どもが考えておりますのは平成23年度から25年度までで、23年度、24年度、25年度、3カ年につきましてはモデル校区でやります。1年目された人たちが次の年も、いわゆる平成23年度された校区が24年度、25年度までは引き続きモデル校区としてできます。4、4、4でふやしていく場合は、四、三、十二ですけれども、5年間で12校区までは推進できると思っております。その時点で周りの自治会協議会の皆さん方の空気とか、あと市の体制、総合的にまた教育委員会とも話しまして、今後どうしていくかということは改めて方針決定をしていきたいと思っております。方針決定があった後、またその後、補助金をどうするのかとか、あと管理体制をどうしていくのかとか、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。とりあえずは平成25年度まで今の体制でいきたいと思っております。

○西岡委員

ちょっと少し役所言葉みたいな形で非常に理解しにくかったんですが、来年、平成25年度に選ばれるであろう4校区もさい、平成23年度選ばれた4校区同様、5年間の補助金は出すということですか、出さんということですか。そのモデルみたいなのがあったけんさい、その辺ばかりやすく説明ばいただきたい。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

大変失礼しました。5年間の前提としたモデル校区の補助というものはございません。

平成23年度からモデル校区を始めまして、平成25年度までは夢プランに基づく50万円の活動費の支援ということは決めさせていただいております。だから、平成23年度から始めたところは最長3年間、いわゆる平成23年度、24年度、25年度の3カ年はモデル校区として支援はさせていただきます。

(「平成24年度は」と呼ぶ者あり)

平成23年度4校区してまいりました。この平成23年度した4校区につきましては、平成24年度も引き続きさせていただくことになっております。

(発言する者あり)

○野崎企画調整部長

平成23年度でモデル校区を始めたところは平成23年度、24年度、25年度、それから平成24年度で始めたところは平成24年度、25年度、それから平成25年度で始めたところは平成25年度、一応今そういうふうなことで考えておりますけども、これはそのままいけるかどうかというのは、また検討課題としては残っているというふうに思っています。

○西岡委員

わかりました。それじゃ、私の考えはちょっと間違うとったかわからんですけど、研究会とかいろんな観点でこの地域コミュニティ推進事業はずっと聞いてきたわけなんですけど、5年間の補助金というのはなかわけね。おい、勘違いしておったとかにゃ。その辺の補助金があるというふうに認識しておったばってん、その辺のことはどがんですか。

○野崎企画調整部長

済みません、我々は一番最初始めたところは平成23年度、24年度、25年度、モデル校区期間が平成23年度から25年度までの間というふうに申し上げてきていると思っておりますので。それが平成23年度、24年度、25年度。

○西岡委員

そいぎ、その5年間というのは僕は勘違いしておるわけね。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

説明の仕方が悪くて誤解いただいたかもしれませんが、方針は先ほど部長が申し上げたとおりでございます。どうも失礼いたしました。

○中本委員

先ほど平成24年度について4校区という話をされておりました。具体的に川上、北川副、これも手を挙げられたということですね。それと、東与賀と勸興と。この前、たしか循誘という話も出ていたような気がするんですけども、例えば、この応募期間を延長されたら。その中で、当初予算は4校区ですけども、さらにふえたといった場合には、これは対応される考えはあるのかどうか。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

新たに決まりましたら、4校区をめどに自治会協議会のほうにお話をさせていただきます

すということで申し上げておりましたけれども、1時期複数の応募があった場合は、平成24年度が5校区とかなる可能性もございます。そのときは5校区を全部受け入れて、自治会協議会も了解を受けた上で進めさせてもらいたいと思っております。

○中本委員

一部関連して、いわゆる公民館運営そのものが平成24年度から旧市内19校区については直営になると。その中で、今までは運営協議会やったものが、いわゆる今度校区連携協議会的な形で新たな形でスタートするというような方向というふうに聞いているんですけども、その中で、一部の校区については、いわゆるこの地域コミュニティーの協議会と、要するに公民館の協議会がダブるといえるのか、同じ受け皿としてやっていくというような流れもあるというふうに聞いているんですが、そういう動きについては御理解されているかどうかということを確認します。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

教育委員会がその説明を校区説明会する際、事前に企画調整部のほうにも話がございまして、私たちも懸念していたのは、今の地域コミュニティーと今度新たな再編の協議会との関係がどうなのかということが非常に誤解されるんじゃないか、その辺は私どもも十分教育委員会とも協議をいたしました。この辺もあくまで夢プランということを前提にということで、ちょっと幾らか仕組み的に違うところがございまして、その辺を説明しながら推進していこうということで今のところは進めているところでございます。紛らわしいということは重々私どももわかっております。

○中本委員

非常に懸念しているのは、同じ受け皿になった場合に、もともと公民館運営協議会の中でも、いわゆる地域コミュニティーの活性化というところで地域振興費というものをつくって、その中でいろんな事業をやっているんですね。ですから、例えば、それが同じ受け皿になった場合、地域振興費で出るお金と夢プランで出る、これが要するにごっちゃになってされるという形になると、いずれも地域の活性化のために使っているから目的が一緒だったらいいんじゃないかという議論にもなりかねないので、その辺の立て分けといいますか、をきちっとやっていかないと、先ほど話がありましたように、平成25年度で一つの区切りをつけられるわけでしょう、そちらのほうは。だから、その位置づけをきちっと整理していただいて、特に社会教育課のほうとの連携といいますかね、連携と、要するに立て分けという部分のその辺の整理はきちっとしていただきたいと思っておりますけれども。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

御指摘のとおりだと思っております。非常にわかりにくいような仕組みになっておりますし、補助のあり方についても、旧佐賀市とそれ以外との格差もございまして。あわせて平成25年度までに整理をきちんと社会教育課のほうと協議しながら進めていこうというふうに今思っているところでございます。

○中本委員

それと、平成25年度でとりあえず一たん区切りをつけると。その先のことについては、その時点でまたどうしていこうと検討していかなきゃいけないんだということで部長が先ほど御答弁されましたけれども、先般も、これは違う特別委員会のほうで薩摩川内というところに行きましてね、薩摩川内市の事例をちょっと見たときに、ここもやっぱり合併というのが一つのきっかけとなって、ここはいわゆる合併前、旧町でコミュニティー協議会を持っているところと持っていないところが合併して、すべての市内にコミュニティー協議会を設置して、そこがまちづくりの大きな原動力になっているというお話も聞いております。当然佐賀市として今後どうしていくかというのは非常に、これは先の問題ではありますが、そういう動きを見たときに、できるだけやっぱり同じ方向性を示すべきじゃないかなというのを、そういう視察等を経験しましてちょっと感じたところでありますので、あくまでもいわゆる地域の主体性に任せるという流れの中で今判断していくということもありますけれども、ある程度、いわゆる合併して8年、10年というような区切りの中で一つの方向性を持たせていくというのは大事じゃないかなというふうに思いますけれども、それはどうですか。

○石井企画調整部副部長兼総合政策課長

この件については、御指摘のとおりと思っております。委託のほうから直営ということで、平成24年度から新制度が始まりまして、本当はあわせて旧町村のあり方についても一律になったがよかったんですけども、教育委員会の姿勢としては平成25年度までに旧町村の公民館のあり方についても一緒に検討すると。地域コミュニティーにつきましても、今推進しているところでございますので、その推進の状況、それから公民館の運営の状況、それと旧佐賀市とそれ以外の公民館のあり方を総合的に検討、これは自治会協議会の関係者の皆さん方の意見も聞きながら方針決定を平成25年度までにしたいと。

御指摘の御心配というのは私どもも十分わかっているつもりでございますし、ぜひそういうような方向で進めていきたいと思っております。

○中本委員

もうおわかりだと思いますけど、いずれにしろ、今回8校区までふえるとなりましたら、いわゆる公民館運営というのは、ある面、社会教育課が所管する部分と、企画調整部、いわゆる総合政策課が所管する部分と重なる二重行政の部分がちょっと出てくると思いますので、これは前から何回も言われている部分だと思いますけれども、とにかく連携ですね、要するに社会教育課と企画調整部が同じ佐賀市の施策としての一貫性と統一性を持たせた形での対応をしっかりとお願いしたいということだけは求めておきたいと思っております。

○川崎委員長

これに関しては、今度、あしたあさつての研究会で地域コミュニティー活性化モデル校区の現状と今後の予定について研究会する予定となっておりますので、そのときにもっと

議論してもらえばと思います。

ほかに何かありませんか。

○松永幹哉委員

3番の資料の109ページの電子自治体の推進事業の件で、4カ所の無線LANの無料の基地局をつくるということなんですけども、これについて2点だけ。

まず、6月ごろからやるということなんですけども、これについて、セキュリティーの問題ですね、どういうふうな活用の方法、一般の方々が。それが1点と、市立図書館でやるということでありますけども、今後、やっぱり中心部ばかりですから、周辺部に広げたときに分館あたりの整備はどういうふうにするのか、それをお願いします。

○真崎行政管理課長

まず、1点目のセキュリティー対策でございますけれども、こちらのセキュリティー対策につきましては、5点をちょっと考えておまして、まず1点目が市内のネットワークとは切り離れた回線にするということで、不正アクセスとかを防止したいと。それから2点目は、利用者の方に事前の登録をしていただくと。これはメールアドレスを登録していただくということで考えております。3点目は、通信内容の暗号化ですね。それから4点目は、有害なホームページ、サイトを閲覧させないようにすると。これは有償のサービスになりますけれども、そういったものを提供すると。それから最後、5点目は、通信記録、いわゆるログを管理するという対策を講じたいと思っております。

それから、2点目の市立図書館への今後の設置の検討、考え方ということですが、分館につきましては諸富、大和、東与賀、富士、三瀬ということでございまして、まずは今回は本館のほうに設置をいたしまして、今後につきましては利用状況を見ていきたいというふうに考えております。確かに委員がおっしゃるように、分館へ設置するというところで、施設の魅力のアップですとか、あるいは利用者を拡大する、そういった方策にはなる可能性が当然考えられますので、その辺につきましては所管課のほうでも検討、検証をする必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○松永幹哉委員

分館のほうはぜひとも、やっぱり中央ばかりじゃなくて、周辺部にも気を配っている、あるいはそういう政策があるんだということは周知していただきたいと思っておりますので、そこはぜひ検討していただきたいと思っております。

○真崎行政管理課長

その点については、十分周知をしていきたいと思っております。以上です。

○川崎委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第1号議案の審査を終わります。

以上で企画調整部に関する議案審査を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

◎執行部退室

○川崎委員長

本日の審査に関しての現地視察の御希望はございましょうか。

(「例の柳町の……」と呼ぶ者あり)

柳町。

(発言する者あり)

一応あしたあさってまで考えておってください。

どうもお疲れさまでした。